

会 議 録

1 会 議 の 名 称	産業建設常任委員会
2 日 時	令和 5 年 1 2 月 7 日 (木) 午前 9 時 3 0 分 開会 午前 1 0 時 4 5 分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者  ( 7 人)	前田 秀資 今野 康敏 荻野 貴文
	越水 崇史 笈田 巖 米谷 政久
	森尾 武史
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	副市長 (大島 伸生)
	土木部長 (吉野 雅彦)
	下水道担当部長 (石井 啓治)
	下水道経営課長 (平井 淳一)
	下水道整備課長 (佐野 晃)
	下水道整備課下水道施設担当課長 (兼) 施設整備係長 (杉崎 友則)
	下水道経営課公営企業係長 (酒井 健司)
	下水道経営課計画係長 (阿部 正)
	下水道経営課主査 (相原 靖宏)
下水道経営課主事 (佐藤 秀柄)	
7 傍 聴 者	3 人
8 事 務 局	次長 主任主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 議案第51号 伊勢原市下水道条例の一部を改正する条例について

結 果 採 択

午前9時30分 開会

○委員長【前田秀資議員】 ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

ここで、執行者側から大島副市長に御出席をいただいておりますので、御挨拶をお願いいたします。

○副市長【大島伸生】 おはようございます。本日は議案第51号、伊勢原市下水道条例の一部を改正する条例につきまして御審議いただきます。本提案は、市民の皆様にご負担をお願いする案件であることから、増収施策や経費削減策のほか、段階的な値上げとするなど市民の負担軽減を図った上で提案をさせていただいたものでございます。

下水道事業の健全な経営については不断の努力を続け、市民の皆様にご継続して安定した下水道サービスを提供していかねばならないと強く感じているところでございます。先日の本会議におきましては総括的な御審議をいただいたところでございますが、本日の委員会では詳細にわたる御審査をいただきまして、ぜひ御理解を賜りますようお願い申し上げまして御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長【前田秀資議員】 それでは、「議案第51号、伊勢原市下水道条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、本会議の際、細部にわたって説明がされていますので、直ちに質疑に入ります。

なお、発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、質疑項目が多い場合には3項目程度に区切ってお願いいたします。

○委員【越水崇史議員】 3つばかり絞って御質疑させていただきます。今回上程される議案、段階的な使用料改正の話についていただいておりますけれども、上がるばかりの話というところとあれですが、その後の下水道の使用料というのはそのままなのでしょうか。下がる可能性などはないのでしょうか。経営ですから、いいときもあれば悪いときもあるわけですよね。下がる可能性はないのでしょうかというのがまず1点。

あと、下水道ですと固定資産は非常に多いかなと思うわけですが、固定資産が多いと費用も非常にかさむと思うんですが、固定資産の有効活用、売却、固定資産について何か考えながら経営を行っているのでしょうか。

最後になりますが、部長は長年にわたって下水道行政に貢献されたというお話

を雑談でも伺っておりました。道路と下水道というのは違うもので、地中に埋まっているから老朽化の程度も非常に分かりづらいし、目に見えないことから、なかなか重要性が市民に伝わりづらいなと思っています。そんな中で、ここからここまで老朽化して傷んでしまったから外しましょうというわけにもなかなかいかないわけですね。インフラ事業として役割などを十分に考えた上で、整備もしていかなければいけないし、経営もしていかなければいけないしと非常につらいんだろうなと、多大な苦労を重ねてきたんだろうなと考えているんです。重要性も踏まえて、使用料改正が必要だということで今回上程して下さったんですけども、4月1日の改正がどういう観点から必要なんだという思いがおりになったのか、部長としての見解を伺いたいと思っています。

○下水道経営課長【平井淳一】 では私から、最初の2点の質問についてお答えさせていただきます。今回の使用料改正は、物価高等による支出増が数億円規模になったことによるものであり、令和11年度に予定する改正は、資本費平準化債発行可能額の縮小に伴い財源不足が生じることによるものです。今回は、令和15年度までの10年間の収支均衡を図るための推計を行っており、10年間で2段階による使用料改正が必要と推計しているところです。収入の根幹である下水道使用料は、令和12年度までは伊勢原大山インター土地区画整理区域への企業進出により増収傾向となることを見込んでおりますが、その後は人口減少により減収に転じるものと見込んでおります。

一方、支出については、急激な物価高等には歯止めがかかる可能性はありますが、一度上がったものはすぐには下がらないと推計しているところです。このような状況を踏まえ、10年超えの長期期間で考えた際においても、定期的な下水道使用料の見直しは必要となると考えております。しかしながら、今後の使用料改正におきましても、支出増や財源の不足を補う手段として、直ちに使用料に転嫁して市民負担を増加させるのではなく、試行錯誤を重ねている経費削減等の取組を継続し、将来の使用料改正率の最小限化を図れるよう取り組んでまいります。

続きまして、固定資産の関係です。固定資産の売却については現在検討しているものはございませんが、有効活用につきましては、議案審議の中でもお答えしましたとおり、処理場への太陽光発電設備設置に向けて取り組んでおります。そのほか、資産に関する考え方としては、資産の取得の際に、単に安価なものを取得するのではなく、性能が高く耐用年数を超えて使用することができるものを選択するよう心がけております。それによる具体的な効果といたしましては、耐用年数の範囲内では減価償却により費用が発生しますが、耐用年数を超過して使用した場合には、減価償却がかかることなく設備を使用できますので、結果として利益の向上につながると考えております。

私からは以上です。

○下水道担当部長【石井啓治】 私からは、使用料に関する必要性についてお答えさせていただきます。重要なインフラであります下水道は、常に受入れをす

るという、電気やガス、水道など供給するインフラとは違いがあります。処理場の役割といたしましては、この庁舎も含め、各家庭や病院、学校、事業所などから排除されるし尿等を安全に衛生的に管理、処理し、処理された汚水は浄化され、放流水として鈴川に放流、一部は処理場の南側の水田で利用されています。汚泥は脱水後、脱水ケーキとして場外搬出され、コンポストの材料等にリサイクルされるなど、下水道は循環型社会の一手を担うことから、他のインフラとは大きな違いがございます。各家庭から排除されたし尿等を処理する工程はおよそ20時間かかり、365日休みなく行われています。この工程においては、し尿等をくみ上げる主ポンプや送風機、脱水機など高圧電力を必要とする設備が多くあり、そのため年間の電気使用量はおよそ600万キロワットになり、一般家庭に換算しますと約1000世帯の電気使用量となります。

このように多くの電気を使用するため、ウクライナ危機による電気料高騰の影響は大きく、処理場等の動力費に危機感を持ったところがございます。また、その後の物価高騰や労務単価の上昇もあり、継続して安定した下水道サービスの提供ができなくなるおそれが生じました。処理場の運転は一日たりとも停止することができません。停止することによる市民生活への影響は計り知れないものであり、あってはならないことです。下水道経営の将来を見据え、市民の皆様が安心して衛生的に下水道を使用できるよう、また、下水道経営を健全経営の状況で次の世代に引き継ぐことで、安定した下水道サービスを市民の皆様にご提供できるものと考えております。

令和6年4月1日改正の提案に関しましては、市民の皆様には、様々な物の価格が上昇している局面であることや、大雨時には不明水等により、本来安心して使用できる下水排除に影響を受けている方がおられるなど、そのような中で負担を強いることについて大変心苦しく感じております。しかしながら、改正を先送りすることでさらなる負担増となることや、今後さらに進めるべき下水道の機能改善に支障が出ることを考えますと、この段階で使用料改正を行うことが、結果的に市民負担の最小限化や安定した下水道サービスの提供につながるものと考え、令和6年4月1日改正としたところがございます。

以上です。

○委員【米谷政久議員】 それでは、何点か質疑をさせていただきたいと思っております。

まず1点目、県水が改定率を節減努力により3%引き下げるという記事を見ましたが、下水道も改定率を下げる取組はできないのか、1点お聞きします。

○下水道経営課長【平井淳一】 お答えします。本市の下水道使用料の改正に当たっては、使用料改正率の算定前から綿密に増収施策や経費削減について検証したところです。具体的には、収入、支出ともに費目ごとに精査を行い、経費の性質ごとに削減の可否を分類した上で、最終的に効果額4000万円を捻出し、その効果額を見込んだ上で収支を推計して、必要な使用料改正率を算定しました。結果として、この効果額は使用料改正率を約3%抑える効果をもたらし、市民負

担の最小限化が図られていると考えております。

しかしながら、これは使用料改正率を下げるための短期的な取組を示したものであり、段階的な使用料の値上げを予定している中で、中長期的な増収施策や経費削減等についても、日々検討、検証を重ねていくことが必要であると考えております。議案審議で下水道担当部長から答弁したとおり、現時点での中長期的な取組としましては、終末処理場敷地内における太陽光発電設備の導入や、これまでの成果を踏まえた不明水対策工事の継続、拡充などにより、今後も経費削減に向けた取組を推進してまいります。

以上です。

○委員【米谷政久議員】 分かりました。それでは次に、一般会計の繰入金の状況と今後の目標についてお伺いします。

○下水道経営課長【平井淳一】 公営企業会計適用後の一般会計繰入金は、令和元年度から令和3年度にかけて、前年度比で毎年度縮減を図ってきました。令和4年度及び令和5年度については、ウクライナ情勢の影響による支出増に対応するため、緊急的に繰入金を増額対応することで難局をしのいでいる状況でございます。今後につきましては、段階的な使用料改正も念頭に置きつつ、繰入金総額ないし基準外繰入金について、最終的には経営戦略において目標値等を設定してまいります予定です。

以上です。

○委員【米谷政久議員】 それでは、最後の質疑です。先ほどもありましたが、県内市町村で基準外繰入金を入れている市町村はどれくらいあるのか、お伺いします。

○下水道経営課長【平井淳一】 各市町村によって、単独処理場の有無や、それから一般会計も含め、財政状況や経営方針が異なることから金額に多寡はございますが、令和3年度時点の公営企業会計を適用している24市町中21の市町が一般会計から基準外で繰り入れております。普及率や水洗化率なども市町によって異なる上、基準外繰入金に対する考え方も各市町により異なりますが、本市におきましては、令和4年度の繰入金総額の25%、2億5000万円が基準外として繰り入れていることを考えますと、独立採算制の原則及び税の公平性の観点から、基準外繰入金の縮減を進めるべきと考えております。

以上です。（「了解です」の声あり）

○委員【森尾武史議員】 私から4点お願いいたします。

1つ目、説明はもう既に何回も受けておりますが、やはり4月からの値上げとなるとかなりの短期間なのではないかという印象を受けております。どのように広範囲の市民へ周知徹底を図り、理解度を高めるのでしょうか。

○下水道経営課長【平井淳一】 下水道使用料の改正に係る市民周知は、これまでも議決から施行までの約3か月間で実施してきたところです。しかしながら、今回のように様々な物の価格が上昇している局面では、より丁寧な説明を実施することが必要であり、どれだけ情報の濃度を高めて周知を行えるかが重要と考え

ております。周知に当たりましては、下水道使用料改正に係る内容のみならず、下水道事業の仕組みや具体的な取組内容など、少しでも市民の皆様へ、下水道に関心、親しみを持ってもらう内容を発信したいと考えております。

また、具体的な周知方法としましては、市内全世帯に対して水道検針時に複数回の周知チラシを配布するほか、広報いせはら2月1日号の特集ページへの掲載、及び処理場施設見学会を兼ねた説明会の実施等を行う予定であります。これまでの改正時の周知と比較して、質と量ともに向上させていくものと予定しております。

以上です。

○委員【森尾武史議員】 ありがとうございます。では2つ目、ここからは計画の話になりますけれども、石田高森エリアの一部で、大雨の際に下水の逆流という現象が起きてしまっているところです。その地区に住まれている方はすごく不満を持たれている状況があります。現象の解消、つまりはサービス品質確保について具体策や計画はお持ちでしょうか。

○下水道整備課長【佐野晃】 私から御答弁させていただきます。委員御指摘のエリアにつきましては、下水道機能に問題を抱えていることを周知しております。下水道といたしましても、雨水に関する浸水対策の軽減として、戸張川に平成26年度及び平成29年度に排水ポンプを設置するなど対策を講じているところでございます。また、さらに今年度といたしましては、戸張川支線の吐口にフラップゲートを設置し、排水路からの逆流を防止することで、さらなる軽減対策を進めることを考えております。

汚水に関する下水道機能の問題は、汚水管の整備が昭和49年度設置と約50年が経過していることによる施設の老朽化が主に生じており、施設の老朽化対策が重要になると認識しております。現在、長寿命化対策等を進めるとともに、定期的なパトロールや適切な維持管理を行うことで不具合の軽減に努めているところです。

下水道の整備には多額な費用がかかることや問題が複雑であるため、すぐに解決に至らないことも多いことが現状でございますが、使用料の改正により下水道機能の改善のための経費を適切に確保し、継続的に改善策を講じていくことで、市民の皆様へ安心して下水道サービスが受けられるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員【森尾武史議員】 ありがとうございます。あと2つだけお願いします。3つ目ですけれども、収支に影響が大きい不明水対策に関して、令和6年から令和9年度を重点期間とするとのことでしたが、有収率改善の目標数値は設定しているのかお聞きします。

○下水道経営課長【平井淳一】 有収率は、令和4年度末で東部処理区が71.3%、中央西部処理区が76.3%です。

不明水対策としては、既に不明水対策に着手している東部処理区と、未着手の

中央西部処理区と、それぞれにおいて対策を講じることが必要と考えております。

東部処理区においては、令和2年度からの不明水対策実績を踏まえ、令和9年度までを重点期間として継続して対策工事を行い、中央西部処理区においては、東部処理区での成果を踏まえ、施工年度が古く、老朽化が懸念される鈴川工業団地内の調査、工事から対策を実施する予定です。

不明水率は降雨量等によっても大きく左右し、この対策をすれば何パーセント有収率が向上するとお示しすることはなかなか難しいんですが、当面は計画上の不明水率が20%としていることを踏まえ、有収率80%以上とすることを目標と考えております。

以上です。

○委員【森尾武史議員】 最後です。経営資金、フリーキャッシュフローの増加に対して、目標金額やその設定理由、また達成年度が大事になると思いますが、目標値は明確に設定されていますでしょうか。

○下水道経営課長【平井淳一】 フリーキャッシュフローは、業務活動及び投資活動のキャッシュフローの和であり、プラスの場合には下水道整備等が進み、成熟していること、マイナスの場合には下水道整備が盛んに行われており、成長段階にあることを意味します。令和4年度は事業の繰越しが多かったため、フリーキャッシュフローは僅かながらプラスとなりましたが、令和元年度から令和3年度にかけては大きなマイナスとなっており、近隣他市と比較しても大きな特徴となっております。これは、将来の下水道使用料の増収に向けて、公共下水道事業の整備を積極的に推進し、建設改良費が大きくなっているためであり、令和8年度までは同様の傾向となることを見込んでおります。

今後の目標についてですが、未普及対策が一服し、かつ伊勢原大山インター土地区画整理区域における増収効果が現れ始める令和9年度頃からキャッシュフローの黒字化を図りたいと考えております。その後につきましては、フリーキャッシュフロー単体ではございませんが、キャッシュフローの総和である資金増加額を積み重ね、現経営戦略同様、令和12年度には資金残高10億円を確保し、下水道経営の安定化を図りたいと考えております。

以上です。（「承知しました」の声あり）

○委員【荻野貴文議員】 私からも3点ずつ伺います。

1つ目、審議会が開かれ、改正に向けて進行したようですが、下水道または執行者として、これまでに危機感はなかったのか。

2つ目、ほかの使用料や市民の負担が生じる可能性はないのか。

3つ目、減免対象者に対する追加の減免や、大量に利用する企業に対する新たな料金設定の緩和策は考慮されていないのでしょうか。

3点お願いいたします。

○下水道経営課長【平井淳一】 では、順次お答えします。今回の支出増につきましては、令和4年度初め頃から処理場に係る電気料の増加が顕著となり、同年の夏頃には動力費の補正の必要性を認識していたところです。しかしながら、

これまでデフレ傾向が長らく続いていたことから、電気料や物価上昇が一過性のものである可能性もあると考え、市場、経済動向を数か月注視し、令和4年11月頃から下水道使用料の見直しの必要性について内部で協議を始めたところです。

公共下水道事業会計は、平成31年4月に公営企業会計を適用し、令和2年度末に経営戦略を策定したこともあり、長期の収支均衡を意識した下水道経営に取り組むことができるようになりました。このようなことを考えますと、常にアンテナを高くし、危機感を持って経営を行ってきたことから、他市と比較しても速やかな対応ができたものと考えております。

2点目の御質問です。市民の負担の関係ですが、本市の様々な公共施設は、施設を利用する使用料と、市民全体からの税金により賄われております。受益者負担の原則に基づき、使用料が算定されております。施設における下水道使用料についても、管理運営経費の一つであり、各施設の使用料算定における原価に含まれることから、電気料や委託料等、他の管理運営経費が上昇し、施設使用料の値上げを行う場合には、下水道使用料も値上げの要因の一つとして説明されることとなります。なお、現状におきましては、今回の下水道使用料の値上げのみを理由とした各施設の使用料の値上げは予定されておられません。

続きまして、減免と大量利用の企業の関係です。下水道の減免については、他市町の状況等も踏まえ、既に平成31年4月に見直しを行ったところであり、今回の使用料改正を要因とする見直しは検討しておりません。なお、減免対象世帯に対しては、基本額とその消費税を減免しており、今回の下水道使用料改正後、加算額部分については値上げの影響が生じるところですが、基本額部分の減免は継続し、金額ベースでは2か月当たり税込みで1806円から1997円に減免額が拡充することとなります。

多量排水事業者に対する料金設定の緩和につきましては、前回の平成30年度の使用料改正に、使用水量ごとの下水道使用料の県内順位がおおむね同程度となるよう調整を図り、現在もおおむねその平準化は図られている状況でございます。委員御指摘のとおり、影響金額としては多量排水事業者の負担が大きいところでございますが、今回の使用料改正要因や早期使用料改正の必要性も考え、今回、改正においては加算額部分の改正率は一律としたところです。しかしながら、累進逓増性等、使用料単価の設定方法については、その時々により考えが異なりますことから、今後の使用料改正のタイミングにおいては、単価の設定方法についても協議していきたいと考えております。

以上です。

○委員【荻野貴文議員】 次に、また3点お伺いたします。

1つ目、秦野市の大根鶴巻処理地区も処理対象となっておりますが、この地区においても料金が増額されるのでしょうか。また、伊勢原市と同じ増加率なのでしょうか。

次、先ほどの説明と少し重なりますが、毎年度4000万円の効果額を捻出することは可能なのでしょうか。



次、接続率が100%に達した場合、どれくらいの収益増加が見込まれるのでしょうか。お願いいたします。

○下水道経営課長【平井淳一】 では、3点の質問についてお答えします。本市の終末処理場は、大根鶴巻地区の汚水も受入れしており、その地区の利用者からの下水道使用料は、秦野市が賦課、徴収し、本市は秦野市から流入割合に応じ処理場経費を負担していただいているところです。このため、今回の本市における使用料改正の影響は、大根鶴巻地区の下水道利用者には及びませんが、物価等により処理場経費が増加した際には秦野市の負担金は増となります。

続きまして、今回の使用料改正による市民負担を最小限に抑えるため、既存収入及び支出の全件精査を行い、新たな増収施策や経費削減策を検討、検証した結果、現経営戦略費で毎年度4000万円の効果額を捻出したところです。なお、今回の効果額の捻出により、使用料改正率を約3%抑える効果が得られました。突発的な支出等が生じ、年度によっては効果額の多寡が生じる可能性がありますが、全体としては効果額も見込んだ収支均衡が図れるよう経営努力をまいりたいと考えております。

次に、接続率の関係です。令和5年4月1日時点における水洗化率は94.8%であり、仮に未接続世帯が全て接続した場合には、年間5000万円程度の増収となることを見込んでおります。しかし、未接続世帯が下水道に接続するためには、各世帯が自費で宅内排水設備の工事費用を負担する必要があり、現実的には世帯や家屋の状況により供用開始から年数が経過している世帯が、自主的に下水道へ接続することは非常に難しいと考えています。

このため、市では供用開始3年以内の世帯に対する普及促進活動に注力しており、令和4年度には供用開始後1年以内の接続可能世帯のうち約70%が下水道に接続いただいた結果、増収に寄与したところです。今後も費用対効果を意識した普及活動を実施してまいります。

以上です。

○委員【荻野貴文議員】 最後に2つお伺いいたします。先日頂いた県下各市の下水道使用料を比較すると、県流域下水道のほうが低くあります。将来的な価格上昇や維持管理の観点から、伊勢原市全体を県流域下水道に接続する可能性はないのでしょうか。

最後に、将来的な理想的状況としてどのような展望があるのでしょうか。お伺いいたします。

○下水道整備課下水道施設担当課長【杉崎友則】 私から、県流域の関係についてお答えいたします。委員御指摘のとおり、処理場を有する市と流域下水道で処理を行う市の汚水処理原価は、スケールメリット等の理由により、後者のほうが安価でございます。このため本市としましても、いち早く流域編入できるよう取り組むべきと考えております。現在の状況としましては、神奈川県が主導する広域化・共同化検討会に参画し、流域編入のほか、下水道汚泥処理の広域処理についても協議、要望を行っているところです。流域処理場近隣住民の市民感情や

整備費用の観点等から短期的に実現できるものではございませんが、人口減少等による流域下水道への流入汚水量の状況等を常に注視し、少しでも早く流域編入が実現できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○下水道経営課長【平井淳一】 私から、将来的な展望のことについてお答えします。公共下水道事業における将来的な理想的な状況としては、独立採算を保ちながら、施設や設備の適切な維持管理や改築更新を行い、継続して安定した下水道サービスを提供できている状況だと考えております。財務面で申しますと、現状におきましては基準外繰入金を活用しており、公営企業として独立採算制の原則に基づく経営ができていない状況であり、繰入金縮減に向けた取組が必要です。また、整備面で申しますと、計画的な修繕や改築更新は行っているものの、財政的な理由から必要最小限のものとなっており、下水道機能の機能改善、質的向上に向けてさらなる取組の余地があることは承知しているところです。

令和12年度までは下水道使用料の増収を見込んでいるものの、それ以降は人口減少により減収に転じることを見込んでおり、理想的な状況に近づくためには、今後も収支状況を踏まえた下水道使用料の見直しは定期的に必要でございます。受益者負担を抑えることも念頭に置きつつ、適切な維持管理や改築更新を行うことは非常に難しいことではございますが、短期的な視点にとらわれず、適宜経営戦略を更新し、中長期的な展望を持った経営を継続することで、理想的な状況に近づけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 まず、本議案について、下水道会計のみならず、本議案については、本市の連結会計全体にも影響を及ぼす議案でございます。それと、何をとっても、市民にとって非常に重要な議案と捉えて、私は先日の本会議においては概要の説明、質疑を求めましたが、本日においてはその細部にわたって何点か質疑させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず1点目でございます。本条例改正の提案理由に「収支均衡を図る増収施策」とありますが、その前提となる公共下水道事業会計の財務計算の妥当性について確認させていただきます。特に事務担当職員など間接成員の業務は、汚水事業、雨水事業にまたがって多岐にわたっていると思いますが、その人件費及び事務経費、備品購入費等の属人件費的な費用の配賦方法について、その会計処理の妥当性とともにお伺いいたします。

2点目でございます。固定資産に係る減価償却費については、資産1点別の固定資産台帳に基づいて算出していると推察しておりますが、汚水、雨水の両方に関わる共通資産の有無についてお伺いいたします。また、その共通資産がある場合の減価償却費の配賦はどのように行っているのか確認いたします。

続いて3点目でございます。公営企業の予算制度は、収支的収支予算、いわゆる3条予算と資本的収支予算、いわゆる4条予算の2つに区分されており、予算を執行する段階で資金が不足することがないように、予算の策定に当たり、4条

収支の不足額については資金的裏づけがあることを説明する必要があり、その裏づけとなる財源を「補填財源」と称しておりますが、その算出ロジックを確認するとともに、令和4年度におけるその状況をお伺いいたします。

まずは3点、よろしくお伺いいたします。

○下水道経営課長【平井淳一】 では、順次お答えいたします。下水道一般事務費の備用品費等の間接費は、汚水事業と雨水事業両方に係るものもあり、それぞれの事業費により案分して配賦しております。事務担当職員など間接構成員については、補正予算の議案審議の際にお話ししました総務省の決算状況調査の趣旨に基づく損益勘定支弁職員と資本勘定支弁職員の分類と同様、主としてどちらの業務を担うかにより職員単位で分類しています。公営企業会計の会計処理は、総務省の調査等の関係から民間企業と完全に同一ではないものもありますが、いずれにつきましても妥当性を持って会計処理していると考えています。

2点目、減価償却です。本市は、汚水及び雨水の両方に係る共通資産は保有しておりません。これは、本市が下水道について分流式を採用しているため、合流式を採用している団体においては、当該管渠は汚水と雨水の共通資産となります。

3点目です。収益的収支予算には、減価償却費や長期前受金戻入といった非現金収入・支出を伴う予算が計上されております。一方、資本的収支予算は基本的に現金の出入りを伴う予算であり、通常、資本的収入が資本的支出を下回ることから、資金、つまりキャッシュのよりどころとして、補填財源により不足額を補填することが予算成立要件として求められております。

補填財源としては、減価償却費と資産減耗費の和から長期前受金戻入を控除した額で算出される当年度損益勘定留保資金や、資本的収支予算のみで消費税計算した際の還付額の理論値である当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額のほか、減債積立金等が補填財源として認められております。令和4年度におきましては、資本的収入が資本的支出に不足する額は7億1500万円であり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5600万円、当年度損益勘定留保資金6億5900万円で補填したところです。なお、補填財源自体はキャッシュとして形を有するものではなく、資本的収入が資本的支出に不足する額を上回ったとしても、それは余剰分とはならず、単に資金残高に反映されるだけであり、余剰利益となるわけではございません。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 承知しました。続いて3点お伺いいたします。現在、下水道使用料により汚水処理経費のほうが上回っており、本来私費で賄うべき費用に公費、基準外繰入金を充当しているとの説明がございましたが、それとは反対のケース、本来経費で賄うべき費用を下水道使用料から充当しているケースはないのか、お伺いいたします。

続いて、資本費平準化債についてお伺いいたします。汚水処理施設の資本整備に係る世代間負担の公平を図ることが目的である資本費平準化債ではありますが、

下水道経営課作成の資料には、「資本費平準化債の発行可能額減に伴い財源不足が増加する」とございますが、その意味合いを分かりやすく御教示ください。

次でございます。同じく、先日の本会議の質疑で経費削減策についてお伺いいたしました。その際の御答弁の中で、「ポンプ場及び処理場の維持管理費を例にしますと、発注形態や運転方法の見直しなど大小様々な業務で削減努力を継続したことから、約20年で毎年約6000万円の経費削減効果を生んでいるところ」との趣旨の御答弁がありました。ポンプ場及び処理場の維持管理費だけで毎年約6000万円の経費削減効果を生んでいるにもかかわらず、今回の経費削減策が毎年度4000万円になっている理由をお伺いいたします。

以上3点、お願いいたします。

○下水道経営課長【平井淳一】 では、3点についてお答えします。本市においては、国から示された繰り出し基準に基づき公費負担分を算定しており、公費で賄うべき費用を下水道使用料から充当しているケースはございません。

続きまして、資本費平準化債の関係です。公共下水道事業会計における財源不足は通常、資本的収入が資本的支出に対して不足する額を意味しており、予算時、決算時ともに補填財源について明記する必要があります。令和4年度決算を例に挙げますと、資本費平準化債を2億5000万円新規で借入れしており、その上で7億1500万円の不足が生じておりました。仮に2億5000万円を借入れしなかった場合は、その分収入が減少し、不足額が9億6500万円と増加することから、財源不足が増加すると説明したところです。

続きまして3点目ですが、20年で毎年6000万円の経費削減を生んだと説明したことに関しては、20年間経費削減努力を積み重ねたことにより、20年前と比較すると、毎年度のポンプ場及び処理場の維持管理費が6000万円安価になったという意味でございます。一方、4000万円の効果額については、今回使用料改正を実施するに当たり、市民負担を軽減するために捻出したもので、現経営戦略の計画値と比較して4000万円の支出減を次期経営戦略に盛り込むものをお示ししております。このため、この6000万円と4000万円には関係性はありません。

○委員【今野康敏議員】 ありがとうございます。続いて3点お伺いいたします。経費削減策の中長期的な取組として太陽光発電について言及しておりますが、この取組は数年前から計画にあったと聞き及んでおります。この取組が早期に実現されていれば、現在の電力料高騰の影響は少なからず緩和されたと考えます。太陽光発電装置がいまだに設置されていない理由、また背景をお伺いいたします。

2点目でございます。今回の下水道使用料の改定については、下水道経営課若手職員からのボトムアップで理事者に提案され、その提案に対して、当初は理事者からは先送りするなど代替案の検討を指示されたと伺いました。その際の主な理由をお伺いいたします。また、その後は令和6年4月1日に使用料を改正する提案に承認するまでに至っておりますが、その過程の中でどのような説明をし、承認されたのか、何をもって理事者が判断をしたのか、経緯も含めて詳細をお伺

いたします。

続いて3点目でございます。令和5年3月31日現在の貸借対照表の余剰金合計約49億5000万円の活用についてでございます。先日の本会議でも触れましたが、利益剰余金2億3000万円については、直ちに活用すべきと考えます。この額は、今回想定している使用料値上げの約22か月分に相当し、2年分の値上げに相当する、増収額に匹敵する金額でございます。本会議の御答弁で、「利益剰余金はこれまでの営業活動における利益の蓄積であり、不測の事態等へ対応するための性質を有するもの」とありました。今まさに、現経営戦略では想定していなかった物価高騰という不測の事態になったわけですから、まずはこの利益剰余金を処分し、その後の経済環境を見極めてから、必要に応じて使用料改正を検討するのが、市民に対して透明性、公正性、責任感を兼ね備えた行政職員としての行い、あるべき姿と考えます。この見解をお伺いいたします。

○下水道経営課長【平井淳一】 順次お答えいたします。

1点目の太陽光発電の関係ですが、公共下水道事業会計は公営企業会計を適用し、減価償却といった官公庁会計には存在しなかった資産に関する費用も計上することとなりました。下水道事業の資産のうち大部分が有形固定資産で占めることから、経営におきましても、資産の取得に関しては慎重に判断しているところです。このような中、太陽光発電については、売電価格、設備投資費用及び故障時の費用負担といった様々なリスクを有することから、内部においても設置手法や設置箇所について十分に検討を行っていたところです。電気料高騰等により電力販売会社との協議が一時停止となったこともございましたが、現在におきましては、令和8年度の設置を目指し協議を進めております。

続きまして、理事者の判断についてですが、下水道使用料の改正は市が独自に料金を設定し、新たな市民負担を強いるものでございます。このため、理事者としては慎重かつ綿密な協議の上決定する必要があるとして、事務担当に対し、まず代替案の検討等について指示したところです。しかしながら、下水道使用料の改正は、検討から実施まで最低1年程度の時間を要することから、改正ありきではなく、増収施策の一つとして、使用料の見直しを行うことの必要性を検討する場を設けるため、令和5年4月に下水道運営審議会に対し、下水道使用料の見直しについて諮問をいたしました。

その後につきましては、審議会の都度、理事者に対しても説明を行い、最終的には、8月の第5回下水道運営審議会の前に、投資・財政計画のシミュレーション結果を用いて、使用料改正なくしては収支均衡が図れないことを説明し、市全体の判断として使用料改正を行うことを決定しました。なお、施行日に関しては、直前までの物価等の状況を踏まえ、11月上旬に令和6年4月1日とすることを判断いたしました。

続きまして、利益剰余金の処分に関することです。令和4年度末時点の未処分利益剰余金は2億3000万円であり、既にこのうちの1億5000万円は、令和8年度以降発生する財源不足の補填のため令和6年度に活用し、減債積立金へ

積立てする予定です。積立てをしますと、令和4年度末を基準にすれば残りは8000万円となりますが、この残高であっても、緊急的な事故等による支出があった場合に対応ができない水準です。

本市における下水道使用料に対する未処分利益剰余金の残高は、政令市を除く県内16市中15番目に低位な状況でございます。委員御指摘のとおり、今回の物価高等は不測の事態にあるとは思いますが、少し前から、今後10年以内に大地震が発生すると言われていた中で、さらなる不測の事態が生じる可能性は高く、2億3000万円でも全く足りないと考えております。仮に今回、未処分利益剰余金により使用料改正を見送りした場合も将来の財源不足の発生は避けられず、先送りした分、高い使用料改正率を設定することが必要となり、市民負担が増加します。委員御指摘のとおり、経済環境を見極めて、使用料改正の判断を行うことは重要です。今回については、職員の頭の中でもそういった中長期的な収支均衡が描けていたことから、他市と比較しても対応の必要性を早期に察知し、使用料改正の検討を開始できました。経済状況の見極めにはどの程度の期間を設ければよいか一概には言えませんが、急激な支出増により、急激な下水道使用料の負担増を市民に強いることがないよう、危機感を持ち行動することこそが、透明性、公正性、責任感を兼ねた行政職員のあるべき姿と考えます。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 続いて3点お伺いたします。今、答弁ございました未処分利益の処分について、活用について、さらにお伺いたします。先日の本会議の御答弁で「審議会で提示した投資・財政計画におきましては、令和6年度決算時に未処分利益剰余金のうち1億5000万円を既に活用することを見込んでおり」という趣旨の答弁がございました。そこで伺いたします。なぜ1億5000万円だけを処分するのか、また本年度、令和5年度に、なぜこの処分を行わないのか、それぞれ細部にわたる理由、背景をお伺いたします。

続いてもう1点です。令和6年度と令和7年度は財源不足がゼロになっておりますが、私の計算した限りで申しますと、実際はゼロではなく、財源が過剰になると思います。両年度の財源不足がゼロになる根拠を明確にお聞きいたします。

3点目でございます。毎年3億円前後の金額について、一般会計から基準外繰入金を受けていると御説明がございました。これについての算定根拠をお伺いたします。

以上3点、お願いいたします。

○下水道経営課長【平井淳一】 未処分利益の処分についてです。1億5000万円の処分とした理由は、処分後の未処分利益剰余金の残高水準や、後年度にいつ、どの程度減債積立金を活用するかを逆算した上で算定したものです。減債積立金の処分を令和6年度からとした理由は、減債積立金の活用は通常2か年程度を要するためです。委員御指摘のとおり、令和5年度に処分することも可能ですが、急激に未処分利益剰余金の残高が減少することに配慮し、令和6年度としたものです。

続きまして、財源不足とは様々なことを示す言葉であり、難解な公営企業会計について御理解いただくため、その御説明の中では、「減債積立金を活用する額」という意味を持って財源不足額と説明しました。資本的収入が資本的支出に対して不足する額という意味での財源不足について言えば、補填財源がそれ以上となっているのは委員御指摘のとおりですが、予算成立要件である以上、補填財源が財源不足を上回るのが通常であります。なお、さきに申し上げましたとおり、補填財源はあくまで予算成立要件のための説明に用いるものであり、損益勘定留保資金や消費税及び地方消費税資本的収支調整額は何ら形を有するものではないことから、余剰分と評価をすることはできません。

続きまして繰入金の関係ですが、基準外繰入金について、令和4年度が2億4800万円、令和3年度が2億6800万円であることから、3億円前後として回答しております。繰入金の基準内、基準外の分類については、毎年度総務省から示される繰出基準に基づき算定しております。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 最後に1点お伺いいたします。下水道事業の地方公営企業は、企業性、経済性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は、経営に伴う収入、料金をもって充てる独立採算制が原則とされます。ただ、公共の福祉を増進するという目的を持っていますので、その運営費用は利用者の使用料で賄うべきという考え方は異を唱えるところでございます。その理由を具体的に申しますと、下水道事業は適切な排水処理を提供し、健康や環境の保護に寄与し、下水処理が不十分な場合、水質汚染や感染症の拡大などが起こり得ます。また、下水施設の整備は、豪雨や洪水などの自然災害に対する防災対策にもなります。適切な排水システムがあれば、災害時における浸水被害が軽減され、住民の安全が確保されます。さらには、下水道の整備は地域社会全体によい影響を与え、清潔で健康的な環境が整うことで地域全体の生活水準が向上し、社会的な安定と発展が期待されます。

以上のことから、そもそも汚水事業に関わる経費は下水道使用料から賄うべきというものの考え方は伊勢原市として再考すべきと考えます。これについては市政全体に関わることから、大島副市長からの見解をお願い申し上げます。

○副市長【大島伸生】 下水道は、生活環境の改善や公共水域の水質保全を図るといふ公共の福祉の増進に資することが期待されておりました、下水道は本市全体の社会的な安定と発展に寄与しているという点は委員御指摘のとおりかと思っております。下水道は大きく汚水事業と雨水事業を営んでおりました、事業内容に応じ、事業費を分類して計上しております。

総務省の繰出基準においては、不明水に要する経費のように、処理場維持管理費等の経費でありながらも、一部公費負担すべきものとして整理をされているものがございます。この点を考えますと、既に公費負担すべきものを国が明確に示していると考えておりました、国が示した基準以上のものを市独自に公費負担すべき費用として分類することは望ましくないと考えております。また、繰り返し

御答弁申し上げておりますように、独立採算制の原則、税の公平性の観点からも、さらなる基準外繰入金を増額を行うべきではないと考えております。

以上です。

○委員長【前田秀資議員】 ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めて質疑を終結します。

それでは、本案についての意見等をお願いいたします。

○委員【埴田巖議員】 それでは、産業建設常任委員会に付託されました「議案第51号、伊勢原市下水道条例の一部を改正する条例について」、創政会を代表し、賛成の立場で簡潔に意見を述べさせていただきます。

公営企業は、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に供給していくためには、公営企業会計の適用により、資産を多く含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメント向上等に取り組んでいくことが求められています。人口減少やインフラ老朽化が大きな課題となっており、更新投資費用の増大や、人口減少等に伴う使用料の収入の減少が見込まれるなど、経営環境は厳しさを増しているところです。こうした状況を踏まえ、総務省では平成27年、公営企業会計の適用を要請し、平成31年4月に本市の下水道事業も公営企業会計を適用したところかと思えます。

執行部から説明があったように、公営企業会計は原則として企業会計原則に沿った経理を行う必要があるものの、民間企業の会計処理を全て採用できるわけではなく、公営企業会計特有の考え方も踏まえた上で経理を進める必要があるなど、職員も日々大変な御苦勞をされているかと思えます。しかしながら、今回につきましては、公営企業会計の適用による見える化が図られており、かつ公営企業会計を担う者として危機感を持って経営に携わっていたがゆえ、昨今の支出増による経営状況の悪化を早期に察知し、使用料改正の提案をいただいたかと思えます。あらゆるもののサービスや価格が上がっている中で、市民や企業の負担を考えると、値上げは程度や時期の判断も含め非常に難しいところかと思えますが、2億5000万円程度の基準外繰入金で公共下水道事業会計に投入されていることや、税の公平性などを考えますと、この段階で使用料改定を行うことが望ましいと判断したところでございます。

土地区画整理区域への企業進出等、明るい話題はあるものの、冒頭でお話ししたことは本市も例外ではなく、中長期的には施設の老朽化や人口減少など大きな問題を抱えているかと思えます。このような局面におきましても、職員の創意と工夫により、継続して安定した下水道サービスを提供できるよう、引き続き御尽力をいただきますようお願い申し上げます、採決前の賛成の意見とさせていただきます。

以上です。

○委員【森尾武史議員】 まずもって、独立採算ができていない、企業会計が成り立っていないという現実を重く受け止めなければなりません。新しいサービ



スや商品力の向上などで顧客数や収益を上昇させることは、下水道事業という性質上難しく、引き続きの市の懸命な経営努力で経費削減を継続いただきつつも、支出に見合った収入を得るためには受益者負担で賄うしかないと考えます。これまで市民負担を最小限にとどめ、少額の未処分利益剰余金でやり繰りして経営を行ってきた市の志を評価しつつも、慢性的な円安、予期できない戦争影響によるエネルギー価格高騰と、また同時に労務費高騰も加わるなど、昨今の激変する外的要因の前では市の下水道経営は脆弱な状態であるのが現実であり、現代に合わせた体質改善が必要と考えます。

経営の体力、安定性を高めるには長い時間が必要であり、長らく続いたデフレ経営からの脱却を始めるには遅いとも言える状況です。また、インフラの工事、維持管理費などを抑制し続ける緊縮経営は、最終的には下水道利用者である市民の生活へ跳ね返ることにつながると考えます。市の示したプランは、先の限界点を見越して今の段階から積立てを開始する早期のアクションと、現段階での最低限の料金値上げ、また5年ほど先の状況を見ての2段階アップという中期のプラン、また10年以上先を見据えて、フリーキャッシュフローや減債積立金を整えていく長期の経営健全化という筋もあり、俯瞰、未来志向で見た際の市民負担が最小限になるよう配慮していると考えます。

不明水対策による収益改善、石田高森エリアの下水逆流問題改善、全体の老朽化対応など取り組むべき課題は山積しております。料金値上げという市民負担増への回答として、長期の経営体力改善、下水道品質向上、これに全力に取り組んでいただくことを要望しつつ、私の賛成意見とさせていただきます。

以上です。

○委員【荻野貴文議員】 それでは、私からも意見を述べさせていただきます。使用料の値上げだけを考えると、賛成は難しいと感じています。また、使用料の増加は望む人は誰一人いないと思っております。特に減免の対象者は影響を受け、企業に至っては相当な使用料の増額が見込まれるところもあるでしょう。また、将来的には定期的な料金の上昇が都市間の競争を引き起こし、結果として市民や企業から選ばれなくなる懸念があります。経費削減案や増収案である太陽光パネルの設置等の提案を説明してもらいましたが、広大な土地を有効活用し、レンタル施設などで収益を上げる新しいアイデアも模索することもできたのではないのでしょうか。独立採算への計画を策定することが急務です。また、適切な維持管理や改築更新が難しいのは、委託業者への選択が適切でない可能性も考えられます。そのためには、判断力を向上させることが必要です。

一方で、反対の気持ちも理解しますが、物価や労務単価の上昇などの現実的な制約も考慮せざるを得ません。私の関わった建築現場では建設費が1.5倍以上に上昇するなど厳しい状況もありました。また、先送りにすることがさらなる大きな問題につながる可能性もあり、使用料の増加は避けられないと判断いたします。

さらに、担当者からの丁寧で熱意ある説明には信頼感を抱いております。そし

て、私自身も解決策を提案できなかつたのも反対できない理由の一つです。伊勢原市下水道条例の一部を改正しないように考える会などを立ち上げようと思えば、実現可能なはずでした。いい解決策は見つかるはずで、建築設計するときも制約があります。それは守りつつ、ましてや、それを生かして、最初よりいい解決案に結びつけていきます。都市間競争を避け、本市独自の進むべき方法で進むべきです。これからのいい解決策と市民や企業に対するいい報告を期待します。

最後に、先ほどの説明にもありましたが、年明けから3か月で市民に対して効果的な広報ができるかどうか、現在準備している計画では十分とは言えません。より多くの市民に理解していただくために、市長を含む担当職員が積極的に丁寧で熱意ある説明に回るような取組を要望させていただき、賛成意見といたします。以上です。

○委員【今野康敏議員】 当産業建設常任委員会に付託された「議案第51号、伊勢原市下水道条例の一部を改正する条例について」、以下の3点の理由により反対の立場から意見を述べさせていただきます。

1点目に、今回の使用料改正提案に至るまでの財務計算及び各シミュレーション数値の算出根拠に疑義を拭き切れない点でございます。独立採算制を標榜する上で、その大前提として、会計処理が適正に精度高く行われていることが非常に重要となります。下水道事業が公営企業会計になってから4年がたちますが、一般会計からの基準外繰入金算定根拠が不明確であることなどを認めないこと、また、間接成員の適正な配賦計算など、会計処理の精度向上を図る余地があるという点でございます。

2点目に、使用料を値上げする前に実現可能な対応策があるという点でございます。具体的には、先ほども質疑させていただきましたが、2億3000万円の利益剰余金の活用を直ちに実行すれば、今回の値上げは増収分の約2年分となり、今、急いで値上げを行う必要がないからでございます。

3点目に、市民及び事業者への経済的負担について配慮していない点、また、議決から使用料改正までの周知期間が短過ぎる点でございます。燃油、食料品など物価高騰は想定を超えるものとなっており、市民及び事業者の経済的負担が増している中で、公共事業の一つである下水道料金の値上げは、簡単に市民及び事業者の理解を得ることは困難でございます。

また、仮に本議案が可決された場合、令和6年4月1日から下水道使用料の値上げとなりますが、市民への周知について、特にこの時期、年初、年度末にかかるこの3か月では極めて短過ぎることは認めず、周知し切れないと強く感じます。

以上の理由により、「議案第51号、伊勢原市下水道条例の一部を改正する条例について」の反対の意見とさせていただきます。

○委員長【前田秀資議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【前田秀資議員】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で議案第51号の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【前田秀資議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

午前10時45分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和5年12月7日

産業建設常任委員会  
委員長 前田秀資